

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。
- 2 職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、県内民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員の給与が民間の給与を1人あたり2.98% (10,682円) 下回っていたことから、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置いて、すべての職員を対象に全給料表を引上げ改定することとしました。

特別給（ボーナス）についても、県職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから引上げを行い、年間4.60月分としました。月例給及び特別給の引上げは、3年連続となります。

また、適切な処遇は優秀な人材の確保のために不可欠であることから、国家公務員の給与制度をアップデートし、処遇面を包括的に見直すこととした人事院勧告の趣旨を踏まえ、本委員会においても、これに準じた給与制度のアップデートを実施するよう勧告しました。

なお、「人事行政諮問会議」中間報告を踏まえた人事院の取組みについては、地方公務員にも影響を及ぼすことから、これらの動きを注視していく必要があります。
- 3 加えて、有為で多様な人材の確保、複雑・多様化する時代を乗り切る職員の育成、女性職員の採用・登用の拡大はもとより、長時間勤務の改善や教員を取り巻く環境整備、柔軟で多様な働き方の実現・加速化、妊娠・出産・育児等のライフイベントと仕事の両立支援の推進、メンタルヘルス対策やゼロ・ハラスメントに向けた取組などについて、県において今後とも努力することが必要であるとともに、本委員会としても必要な対応を進めていく旨報告しております。
- 4 わが国は、長期にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化と背景にある若年層の将来への不安、持続可能な経済社会の構築など、社会変革を求める構造的な課題に直面しております。また、本年1月に発生した能登半島地震などの重大な事案に対する迅速で的確な対応が求められるなど、行政の果たすべき役割と責任は、ますます増大しているなか、日々職務に精励している富山県職員各位に対し、心からの敬意を表します。
- 5 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。

県職員においては、民間企業では厳しい経済環境のもと、生産性の向上等に向けた様々な経営努力が懸命に行われていることを十分認識し、引き続き、全体の奉仕者として厳正な服務規律と高い倫理観を保持しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解をいただき、速やかに本勧告を実施されるよう要請いたします。

また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和6年10月9日

富山県人事委員会委員長 川合 哲